9 交通安全・救急・火災予防・防犯

◎交通安全【総務課地域防災係 ☎42-2111 (内線 168)】

●交通災害共済への加入

皆さんが少しずつ掛け金を出し合い、交通事故で死亡したり、ケガをしたとき、被災者やその家族に素早く救済の手を差し伸べる「みんなのための」相互共済制度があります。掛け金は年額1人400円です。総務課地域防災係にお申込みください。

◎火災が発生したら【119番】

火災が発生したら、すぐ消防署(119番)に通報してください。場所と目標をはっきり落ち着いて話ししましょう。また、近所にも大声で知らせてください。119番に通報しないうちに火災が消えたときも消防署(119番)に通報してください。火事・救急・救助は局番なしの119番。

◎救急車の要請【119番】

交通事故、傷害事故などの負傷者や急病人が出たときは、すぐに消防署(119番)へ。場所と近くの目標、事故内容など詳しくはっきりと話してください。

◎予防に関する相談や届出【二戸消防署九戸分署 ☎42-3119】

●予防業務に関する相談

建築相談、危険物の貯蔵・取扱いの相談、消防用設備などの設置の相談は消防署九戸分署へお問い合わせください。

●火災予防の届出

火災と紛らわしい煙などを発するたき火などは、事前に消防署九戸分署へ届け出てください。

○その他【二戸消防署九戸分署 ☎42-3119】

●り災証明について

火災保険の請求に必要な「り災証明書」の発行を希望される方は、あらかじめ九戸分署へお問い合わせください。

○防犯灯【総務課地域防災係 ☎42-2111 (内線 168)】

●防犯灯が消えているときは

防犯灯が消えているとき、壊れて修繕が必要なとき、新たに設置が必要なときは、その地区の自治 会長に連絡してください。